**令和２年度　第１回大阪府成年後見制度利用促進研究会**

**議事概要**

◇日時：令和２年９月17日（木）　午後２時から午後3時45分まで

◇場所：大阪赤十字会館　３０２･３０３会議室

◇議題：『地域における公益的な取組』としての法人後見について

1. はじめに～なぜ、いま社会福祉法人の法人後見が必要か～

（資料１「『地域における公益的な取組』としての法人後見について」（P.１～P.６）について事務局より説明）

（「参考資料「大阪しあわせネットワーク事業について」　大阪府社会福祉協議会社会貢献推進室より説明）

●資料の方の11ページ、12ページに関連して、12ページが、大阪しあわせネットワークの事業を掲載しております。

●この事業は、社会情勢の変化等で生じております生活課題、それから、制度のはざまの生活環境等の福祉課題に対応するということで、大阪府社会福祉協議会と大阪府内の社会福祉法人施設と一緒に、社会福祉法人の使命として、公益的な取り組みをオール大阪で展開しています。

●現在、大阪府社会福祉協議会の会員施設が、約1,500施設あります。その約1,500の施設と一緒に、この事業を取組んでいます。

●先に、説明がありましたように、国の方で、平成28年に社会福祉法が改正され「地域における広域的な取り組みを社会福祉法人の責務」として位置づけられました。けれども、この事業は、それよりも先行して、平成16年度から、特別養護老人ホームなどの高齢者施設で始まっています。そして、平成27年度から、障がい者施設や児童、それから保育所等で、施設、種別を超えてオール大阪で取り組んで来ました。

●事業としては大きく三つございます。

●一つは、生活困窮者レスキュー事業で、施設のコミュニティーソーシャルワーカーや関係機関、福祉の専門職の方等と連携して総合生活相談を行う、という事業です。

●この事業の特徴が、各施設の施設長の決済により、概ね10万円を限度とした現物給付、経済的援助という支援をしております。実績の方は参考までに資料に掲載していますが、現物給付の中には、成年後見の申立費用等も一部支援していることもあります。

●続いて二つ目に、社会福祉法人施設の強みを生かした様々な地域貢献事業です。

●各社会福祉法人施設が持っている福祉の専門性を生かして社会参加や居場所作り、就労支援等の実践を、二つ目の事業として位置付けています。

●三つ目として、「社会貢献基金の拠出」で、これは各法人・施設から一定の額を拠出いただき、この事業全体を運営していることです。

●今回のテーマ「社会福祉法人の法人後見」については、三つの事業の内の二つ目、地域貢献事業に該当することになります。

●参考までに、令和元年度の大阪府社会福祉協議会の会員施設は、法人後見に関連するような高齢者施設として、老人施設が約470施設、成人の障がい施設と救護施設が約100施設、現在府内で加入いただいている状況です。簡単ですが以上が、事業の概要です。

（「法人の地域での活動や公益的な取組としての法人後見の実施」について社会福祉法人聖徳会より説明）

●なぜ、私どもの法人が、公益的な活動を積極的に行っているかについては、私ども法人の創設に大きく関係しますので、少し歴史を話させていただきます。

●明治35年です。118年前、その当時、創始者の岩田民次郎が経営をしておりましたお店に、お年寄りが磨き砂を売りに参りました。

●その老人には、身寄りはなく、細々と生活をしているという、身の上話に民次郎は同情し、感動し、貧乏を嫌というほど味わってきただけに、いろいろと世話をしておりました。

●民治郎は、このお年寄り1人だけでなく、もっと広く多くの薄幸の老人に救いの手を伸ばそうと、養老事業の決意を固めていきます。

●当時、大阪には十いくつかの社会人事業団体がありました。

●その当時の言葉で、孤児院や授産所、それに貧困を一時的に救済する事業で、一般の養老事業の考えというのがありませんでした。

●民次郎は府庁を訪れて、担当者に度々相談をしますが、なかなか「うん」と言ってもらえず、大阪に養老院なんかこしらえたら近県から老人がたくさん集まって困るではないかというような反対を受けました。

●しかし、民次郎の再三の意気込みに、有力な賛成者がいれば、許可をすると、それであれば願書を書いてみればいいとのことで、方々、駆けずり回り、賛同を得て竣成と設立の願い書を提出いたします。明治35年11月19日でした。

●なかなか認可が下りず、業を煮やした民次郎は、12月1日に大阪市天王寺区にあります、お寺の庫裏を借りまして、妻と3人のお年寄りと生活を共に始めます。

●これが全国で4番目、大阪で初めてとなる大阪養老院が誕生した日になります。

●また少し経ち、許可が出て、少し落ち着いた明治39年の4月に、東北地方で大飢饉が起きました。日々、何十人と餓死するという新聞記事を見て、民治郎は、いてもたってもいられなく、毛布を持って現地に駆けつけました。悲惨な状況を知り、一旦大阪に戻り、引き返して再び東北に向かい、岩手、宮城、福島の3県から、医師の診断で、大阪までの道中を大丈夫と思われるお年寄り20人と子供97人を大阪へ連れ帰りました。

●飛行機や新幹線のない時代に、何日もかけて大阪に連れ帰り、子供はひとまずお寺を借りて収容しました。

●中々、認可も出なかったという時代です。子供をたくさん集めると苦情が来るということで、大阪養老院少年部という名前とあわせまして、養老院の「養」を幼稚園の「幼」に名付けまして、「幼老院」といたしました。

●もちろん、たくさんの人を収容したので経費を圧迫し経営難に至りましたが、私財を投じながらの事業でした。

●こんな状態の中で、多くの市民からの支援がありました。大阪養老院のために有志会が組織され、また明治37年には、婦人養老会が組織して白米５合を持ち寄って集まろうというような運動が展開され、困窮されたお年寄りや子供たちの生活の足しにさせていただきました。

●私ども法人は、現在まで約118年、福祉事業に携わって参りました。決して順風満帆なことばかりではなく、創設時の苦難はもとより、平成2年には入所者による放火があり、建物を全焼して死者を出すという大惨事にも見舞われています。

●このような中でも、民次郎は、目の前に困っている人がいる、そのことに目を背けることができないと、常々言葉に発し、その言葉通りに支援をしています。

●養老院の開設に尽力したことも、東北の大飢饉の行動も時代が違い、現在では、例えようがありませんが、飢えで困っている人や病を患っている方に温かい手を差し伸べる、ただそれだけの思いで行動したのだと考えております。

●私ども法人は、この創業精神を受け継ぎ、いつの時代も社会が要請する社会福祉法人として、地域から信頼され、福祉を必要とする人たちに適切なサービスを提供していくことが使命であると心し、事業の運営を行って参りました。

●今回、大阪府が、社会福祉法人の法人後見について検討を重ねていることを聞きました。

●ぜひ、私ども法人としても、新たな時代の活動の一つに大きな足跡を残せるのではないかと考えて、一翼を担わせていただければと、考えています。

（オブザーバー）

●後見制度の利用促進が進められている中で、これまで本人に寄り添った支援を、実施いただいている社会福祉法人の方に、後見人の受け皿となっていただくということは非常に好ましいことだと思っております。

●もちろん、多々難しいところはあるかと思いますけれども、そのようなところをこういう場でお話し合っていただいて、ぜひともこの法人後見を積極的に進めていただければと裁判所としても思っておりますので、よろしくお願いいたします。

２.意見交換

1. 受任相当案件と活動内容について

（資料１「地域における公益的な取組」としての法人後見について事務局より説明）

（委員）

* 資料5ページ、6ページで気づいたのが、この資料は、今後よく使われることと思うので、検討いただきたいことが、まずは5ページから、右下の米印「後見活動等に使用する全ての経費について社会福祉法人が負担」という件について、はっきりと報酬申立てをしないということを書いた方がいいのではないかと思います。それでないと、誤解を招く恐れがないかと思ったのが1点です。
* 次に6ページで、矢印5番の申立相談や申立支援というのは本人・親族等に対して行うと、これはいいですが、矢印１2番で、社会福祉法人が、本人や親族等に対して支援を行うという矢印が、親族等に対しても支援を行うように見えるので、ここは、本人と親族を、切り離すような形に工夫が必要ではないかと思いました。
* あと、「支援」という言葉について、5ページの一番下にあるメリットに、「支援」、「支援」、「支援」と、ありますが「支援」というと、何か腑に落ちない。
* 法定後見人の役割として後見・保佐・補助を行うことは、「支援」をするということとは少し違うのではないかと思います。この資料の中にいくつか「後見人が支援する」という言葉が出てきますが、そのあたりの「支援」という言葉の使い方についても、整理が必要なのではないかと、全体を通しながら、思ったところです。
* 従いまして、5・6ページの書きぶりについて、引き続きご検討いただけたらと思いました。

（事務局）

* ご指摘ありがとうございます。書きぶり、表現方法については、検討して修正等を行って参ります。
* また、ご指摘ありました、法人後見のイメージ図ですが、これについては、本来でしたら、マッチングも含めた枠組みを固めて、本日のような議論にすべきところ、予算の関係がありまして、先に、研修プログラムの方を、先行して議論いただきたいということです。
* 仕組みの細部については、後日意見をいただくとして、現在のイメージとしてというところです。

（委員）

●６ページは、また後ほどということで、決定的なスキームでないということですが、今回は、社会福祉協議会も来ておられるわけで、この事業を、府域全体で運営をしていくのか、それとも今後は、市町村が中核機関を立ち上げていくこととの関係について、どう考えているのかということを伺いたい。

●先ほど、説明があったスケジュール感でいくと、最終的に全体のスキーム等、実務として常に大阪府が府域全体をコントロールしていくのか、それとも、最終的には、それぞれの市町村で中核機関が立ち上がったところは、そこを主として運営し、結果的に、府はお金をどう出すのか出さないのか、府はどのような役割を担われるのか、というところの最終的なそのスキームのイメージが分からないです。

●今回、確認ポイントにある事案を、どのように、その地域の中で分担しながら担っていくのかということと、関連が強いのではないかと思ったので、教えていただけたらと思います。

（事務局）

●最終のスキーム話について、7ページでスケジュールがありますが、全てを網羅できるわけではありません。スキームそのものは、来年度築くということになる可能性はあります。

●中核機関を立上げられている指定都市、中核市や市町村との関係ですけれども、基本的には、このスキームを運営する際の検討事項の一つと考えております。

●ただ、基本的に、現時点で考えているのは、法人後見ということで、地域に密着しつつも、ある程度、自治体区域をまたぐこともあると思っております。

●そういった観点から、オール大阪のものとして、大阪府で、当面の間は、この養成研修も含めて実施する方向で、検討を進めていこうと考えております。

（委員）

●そうしたら、本題になりますが、８ページで、今論点になっている受任相当事案についても、今後は増えていくこともあると。専門職、市民後見人、社会福祉法人の法人後見かNＰＯ法人なのかによって少し違うと思いますが、地域で、どういう事案を役割分担していくのかというのが、最初にイメージがつかなければ、場当たり的に担うことになってしまうと思います。

●そういう意味で、今の話では、例えば5年程度とかの当面の間、基本的にオール大阪で受任調整やその役割分担のコントロールをするという認識で、この8ページの議論を始めてよろしかったでしょうか。

（事務局）

●大阪府が、今後、これらを立ち上げていくというところで、全ての市町村との間で、このことについての何らかの合意やコンセンサスが得られるわけではありません。

●それをするにしても、ある程度、形や目途というものを市町村に向けて説明を行っていくことを進めながら、ということです。

●従いまして、当面、大阪府が実施するということを前提としたモデルです。ただ、指定都市や中核市等が、それぞれの市の方で、単独で完結したいと、いうところもあると思います。そういったところを、別にするということは全然ございません。それぞれの行政責任というものがあるかと思いますので、それはその時考えさせていただきたいと考えております。

（委員）

●出た話に関連しますが、この法人後見での法人は、市町村の区域をまたがって活動するこ

とがあり得るのでしょうか。

●８頁の冒頭に、後見人を検討する際は、まず市民後見人を優先して検討を進めるとあります。このことからも、この法人後見のスキームに参画するには、市民後見人のスキームにも参画していることが前提とされるべきものと思います。

●大阪府は、これまで市民後見人の養成を推進してきたわけですが、市民後見人は基本的に市域をまたがって活動するということはないと思います。

●大阪府の市民後見人の養成に参画することは、市町村の判断になっていて、やっと半数の市町村が参加されていて、残りの半数は参加されていない。

●先ほどの中核機関の話にも関わりますが、例えば、A市所在の社会福祉法人が法人後見をやりたいと手を挙げているが、A市は市民後見人はやってないという場合に、このＡ市の社会福祉法人はこの法人後見のスキームに入ることができるのかどうか。

●その場合、大阪府の方から、その社会福祉法人がやりたいと言っているので、市民後見と法人後見に参画してもらえませんかということで市町村にお願いをしに行くということなのか、そのあたりをどう考えているのか確認したい。

●法人が所在する市町村が、市民後見人や法人後見の仕組みに参画しているかは関係なく、社会福祉法人が手を挙げれば、府として受任していただくということを考えているのか。

（事務局）

●現状は、市町村が参画しているかは関係なく考えています。もし、その市内でしか養成しないということでしたら、大阪府が養成研修全て費用を負担することはできなくなります。広域的な支援としての予算が成り立たなくなると考えておりますので、現段階でのイメージとしては、先ほど申し上げた通り、A市に在住する法人がB市で後見するということはあるというイメージをしております。

（委員）

●当市は、今後もしっかりと養成していく方針を立てていますが、他の市町村は、先にこういうスキームが出来上がってくると、市民後見人をしっかり養成していこうとはならずに、インセンティブというか、そこに対するメリットが見出せなくなっていくので、府が作ってくれた、このような仕組みがあれば乗っかろうかなという方に流れてしまうのではないかというのが、１つ懸念されるように思います。

●なので、市民後見人も今後もしっかり養成していくことが必要で、地域共生社会づくりにおいて、いろいろ人が担い手になっていくという考え方の中で市民後見人は非常に重要だと考えています。そういったところが、他の市町村でもしっかり養成が進んでいくことを、どこかで担保できないかと懸念します。

●当市も、市民後見人の受任ケースを増やすために庁内で協議しているのが、生活保護受給者相当の方々に対して積極的に市長申立てをする仕組みです。

●法人後見、市民後見という制度があって、報酬が必要のない人たちが支えてくださるというところが、市長申立てでもう少ししっかり進んでいくように繋がっていかなければ意味がないのではないかと思うので、その点に関して、市町村に対してもう少ししっかりとした発信なりが必要ではないかと、その2点を感じましたので、そのあたりの考え方を教えていただけたらと思います。

（事務局）

●まさに、ご指摘の通りで、法人後見の体制が出来て、市民後見人に取り組むメリットがなくなってしまう。あるいは、市長申立てにきっちり繋げられなる仕組みが必要ということ。まず、前提といたしまして、今まだこれが100％、こういう枠組みですよというところが、まだ固まってないところです。その部分は、宿題にさせていただけたらと思ます。

●先ほど、委員からご意見があったところは、私のイメージでは、A市所在の法人が、B市の人にも、後見できるというイメージを持っておりました。（高江）委員がおっしゃるようなスキームは当然あり得ることと思いましたので、そこも含めまして、整理はさせていただければと思っております。

（委員）

●まず、支援の内容ですが、後見類型だけでなく、保佐・補助の事案も対象とすることについて、市社会福祉協議会では、後見に移行するまでの間、保佐・補助相当の方を日常生活自立支援事業で支援しているところです。

●今回提案していただいている社会福祉法人に法人後見の取り組みでは、後見類型だけではなく、保佐、補助の事案も、社会福祉法人が無報酬で、本人の利益を守っていくという社会福祉法人による社会貢献事業（地域貢献）の一つとして考えていいのかと思います。

●また、市民後見人養成事業にも取り組んでいますが、市民後見人の活動は、同じ市民目線で非常にきめの細かい身上保護（寄り添い活動）を原則週1回行っています。今回の法人後見では月1回以上となっていますが、訪問頻度については協議が必要と思います。

●法人職員は、一定の福祉の専門性があると思いますが、所属する社会福祉施設の種別によって、専門の違いもあると思いますので、適正な訪問頻度を検討して頂きたいと思います。ただ、この１回「以上」と、「以上」が付いているので、良いのかとも考えます。

２．養成カリキュラムの検討

（資料１「地域における公益的な取組」としての法人後見について事務局より説明）

（委員）

●市民後見人の養成のカリキュラムをうまく運用して参加いただくということだと思いますが、専門員になっていただく方が、社会福祉法人の中の専門職ということで、最低限の技術で受けていただくものと、場合によっては、養成校を卒業されるときに成年後見にまつわる単位を取っておられる年代の方と、一昔前はそれがない時期もあるので、選択的に、成年後見の方も、基礎から学びたいということがあった場合は、それが許容できるということなのか、社会福祉法人から出張して来られる2日とか3日程度で受けられる枠組みがあって、それで個人の経験や力量によって、選択制で学ぶことができるのかとか、そのあたりはどのようにお考えなのか教えていただけますでしょうか。

（事務局）

●市民後見人の研修プログラムと今回の法人後見の専門員の養成研修の運用、運営の仕方については、大阪府社会福祉協議会と検討しているところです。合同でさせていただくという形が可能ではないかと思っておりますが、これにつきましては、引き続き検討させていただきたいと考えております。

●その中で、必須項目で挙げているのが、右欄に入っております項目、１3項目を必須項目です。その他は、任意項目で市民後見人の養成講座の中で、希望される講座がございましたら、受講いただけるように、併せて検討させていただきたいと思っております。

（委員）

●確認ですが、例えば日常生活自立支援事業に対する理解とか、市民後見人そのものの理解というのは、おそらく社会福祉法人でもいろいろだと思いますので、接したことがあるとかないとか、利用された方を支援したことがあるとかないとかで、多分温度差があるのではないかと思うので、場合によれば、地域で連携していくために、ご理解していただくことがあってもいいのではないかと思います。

（事務局）

●そういった点も、参考にさせていただきます。その後のフォローアップ研修は、一定必要になってくると考えておりますので、今検討いただいている研修の中で、例えば足りないものや新しい話題とかは、このような場でも取り上げていけると思っております。

（委員）

●仮に、市民後見人の養成講座と法人後見専門員養成講座を合同実施するとなったとき、もし参加数がすごく少ないとかいうことも当初は考えられるので、合同実施した方が、合理的だというのを前提に話させていただきますが、3点ほど懸念があると思っております。

●まず、社会福祉法人の立場からして、市民後見人養成講座は土曜日で開催していくので、職員を複数名、土曜日に派遣いただくということができるか、という点が、1点。

●2点目が、この資料2にある、カリキュラムに沿って実施したとしたら、市民後見人養成講座の実務講習後半のカリキュラムが多いので、2月末までかかって、養成講座が終了するといったスケジュールになります。従って、年度末にやっと終了して、登録といった流れになるという点です。

●あともう一点は、考えすぎかもかもしれませんが、社会福祉法人の職員が参加されたときに、メインは市民後見人講座としてやっているところに加わって、何かついでのように感じられて、モチベーションが上がらないのではないか。そんなことにはならないような配慮が必要ではないかが3点目、この3点が懸念するところです。

●他には、別の職員から、もし、可能であれば、必ずしも集合していただくのではなく、オンデマンド研修を取り入れることができないか。と、いう意見がありましたので、ご報告させていただきます。

（事務局）

●ご懸念の点やオンデマンドなどいろいろな方法が考えられますので、そこは、また検討させていただきます。

（委員）

●１点だけ、先ほど委員の方からありましたが、法人後見の専門員の養成講座の中で、市民後見人の役割や活動内容、また、医療同意や連帯保証人など市民後見人で出来ないことなど、そういう大事なポイントのところにつきましては、研修で押さえていただければありがたいなと思います。

（事務局）

●検討していきたいと思います。

３．選任後の活動支援（後方支援）とフォローアップ体制について

（資料１「地域における公益的な取組」としての法人後見について事務局より説明）

（委員）

●8ページの支援内容のところで記載されている内容では、割と比較的に、あまり複雑ではないケースというイメージですが、当方では、割と困難ケースを受けていて、対応職員が、全員兼務で今3名で対応していて、後見として受任するものの面接を拒否されるケースであるとか、精神科の入退院を繰り返す方であるとか、いろんな方がいらっしゃる中で、結構チームだからこそお互いを支え合いながらやっているというような感じで、法人の中で担当者1人でと考えたときに、その職員のご負担とかを考えると、やはりよくないケースとか受けにくいのかなあということを、聞いていて思いました。

●やはり複雑でないケースも、後見という仕事上で、人生の中でどんな複雑なことが起こるかわからないので、フォローアップ体制というところを、どう強化していくのかというところは、ぜひ強くご検討いただきたいと思っております。

●10ページにある法人後見に関する情報交換を行う場の設置というところで、法人後見のご担当者が集まれる、市域を越えて集まれる場みたいな機会があってもいいかもしれないし、今は、全国ではメーリングリストがありまして、その様なメーリングリストみたいなものがあってもいいかもしれないと思います。

●うちの法人の場合は職員同士が支えあっているというのが一つと、あと、運営委員会と言えるものを設置させていただいておりまして、そこに、市の担当課の方と社会福祉士会、大阪弁護士会、司法書士会、精神保健福祉士の方が入っているような会議を3ヶ月に1度開催させていただいております。そういうものは、ご担当者を含め社会福祉法人として、どのようにしていくのかについても、ぜひ考えていただきたいと思っております。

（事務局）

●フォローアップ体制が大事だというご意見を頂戴しました。

（委員）

●活動内容の８ページのところについては、特にそうないですけど、次の9ページのところです。

●もし教えていただけたら、今回の受講対象者の予定のところで、社会福祉法人の職員ということで、こちらについての雇用形態ですが、正規・非正規またアバイト等々の勤務体制、雇用形態について、特別な形態は想定をしていなくて、いろんな形でも構わないということでよろしいでしょうか。

（事務局）

●ご意見の通り、特に勤務形態等は想定していません。

（委員）

●でしたら、先ほどから皆様からご意見がある通り、法人後見の研修カリキュラムでは、資格要件に法人が認めるものとありますので、その辺は、柔軟に受講できるようにお願いできたらと思います。

（事務局）

●では、オブザーバーの方からご意見お願いします。

（オブザーバー）

●法人としては、新しい事業に参画させていただくと考えています。やる限りきちっとした対応ができるように、法人全体でフォローは必要とは心しております。

●最初から資格を持っている初心者に担当させるとは考えていなくて、ある一定の経験を積んだ者を、兼務をさせることを考えています。従いまして、事例をたくさん持つのではなく、職員の数を少しずつ増やして、全体の総数を多くする。

●そして、他の法人へ波及するものを与えられたら良いのではないかと、まだそんなに深くは考えていませんが、そんな状態です。

（事務局）

●先ほどもお聞きしましたけれど、この点では、何かございますか。8ページの件でございますが、ありませんか。

（委員）

●ありません。

（委員）

●リーガルサポートでは、法人後見を実施していますが、やはり困難事案とそれからもう一つ、今回はこの事案というのは特に挙げられていませんが、ご本人が若い方とか長期に渡る方というのは法人後見の最大のメリットなのかと思います。

●なので、これは法人内部のことかもしれませんが、例えば大阪府の方で、その内部で継続して実施する研修も必要になるのではないかと思いました。

（事務局）

●困難事例、中長期に対応するためのカリキュラムなど、今後どの程度できるかということは、それぞれ検討になります。その他何かございますか。

（委員）

●資料10ページの相談対応で、特に日常的な相談について、委員が言われたのは法人の中での取組みということで、それを、今回、社会貢献として参画される社会福祉法人の規模とか、取組む姿勢などは、かなり差があるので、それを一概に内部でここまでのことをして欲しいと言っても、そこは、また大きな壁で前に進まないということもあると思います。

●あと、大阪府が主導してこれらを動かしていくというのはお話いただいたところです。

１番の日常的な相談は、非常に大事だと思います。

●この実施機関が、市町村・中核機関含むとなっていますが、大阪府域は他の都道府県にすれば利便性はいいのかもわかりませんが、やはり移動するのに距離があって、おそらく日常業務と兼務しながら社会貢献として実施するということでいくと、身近なところで日常的な相談があって、なおかつ専門的な相談もおそらくそれに近いものがあればいいと思いますが、もし市民後見人を取組んでいるところであれば、それをベースに、日常的な相談を受けるということはできると思います。

●けれども、そうでない場合、先ほどの質問の流れからいくと、これはどのように実働させていくのかというのが一点。

●もう一点は、次に書いてあります「法人後見に関する情報交換を行う場の設置」というところ。

●フォローアップでも活動交流会があり、現任研修の市民後見人の方の場合は、経験交流会とか、事例検討といったことをやっています。あくまで現在動いている事案の生の情報をどこまで個人情報保護しながら共有していくことが可能ということについては、一定の限界があると思いますが、これの情報交換を行う場の設置とそのフォローアップの様々な取組みとの差を、お聞かせいただきたいと思います。

（事務局）

●先ほど質問いただきました情報交換の設置の部分とフォローアップ研修の活動交流会の違いでございますが、相談対応で示している情報交換は、各市において当該関係者や市の担当、中核機関の担当の方、法人後見を実施されている社会福祉法人といったところで情報交換を行っていただく。被後見人等の状況やその活動内容についての確認といったことを議題に情報共有していただくということ。その他にも社会福祉法人に対する後見人とご本人との関係についての情報交換や法人後見の活動に対するフォローということになることもありますけれど、直接に支援している内容についての情報交換を想定しています。

●フォローアップ研修は、今実際に活動されている市民後見人や専門職後見の方との活動の交流の場というのを設けたいというところで、後見活動をしている情報の個人情報が含まれるような内容までは踏み込んでというような想定はしておりません。

（委員）

●それであれば、先ほどの情報交換というのに、違和感があります。活動状況の確認とか、非常に閉鎖的に情報を管理しながら、中核機関とか社会福祉法人が困っていることを話し合うようなものか管理的なものなのか。

（事務局）

●もし、本人とうまくいってないとかいうような苦情相談であったり、あとは、話し合ったりとかいうところ

（委員）

●「困っています」と言って、相談するということではなく、どうですかと言って、行政の方が主体的に確認をするという指導的な意味合いが強いのか。

（事務局）

●どちらかというとその前者の方で、その活動に対する指導とかっていう意味合いよりも困っておられることを、まず出していただいてそれをどう改善していくかということ。

（委員）

●実施するのは、その社会福祉法人と中核機関があれば中核機関、市民後見人に取り組んでいる市町村なら市町村。

（事務局）

●はい。

（委員）

●どれもない場合は、もう中核機関もない、市民後見人もやっておられない場合は、これは誰と誰がどうすると考えていますか。

（事務局）

●そういった場合、市町村の申立を行っておられる高齢・障害など関係部局と、担当課を交えてと考えております。

（委員）

●それなら、例えば、今、利用促進で後見人を入れた支援チームという考え方があります。情報交換の場は、地域中でのチームとは、また違う。

●市民後見人の取組みも予定ございません。と、言っている行政の人を引っ張り出してきて、有意義な相談対応がどこまで出来るのかというのが、よくわかりません。それは大阪府の方で、調整されると考えたらいいでしょうか。

●そうすると、どういうエビデンスで、市民後見人の取組みをしていない市町村の担当者に後見活動や利用促進に関心を持っていただくかは大事なことなので、声を掛けることや引っ張り出すということは、非常に大事だと思います。

●けれど、そういう意味では、どういうところが旗を振って、どのようにやっていただけるのかが、この資料と説明では不安です。法人後見を実際にやられる職員は、さらに不安ではなかろうかと思いました。

（事務局）

●まだ、明確などういう形かは、出来上がっておりませんので、またそこは皆様方にご意見を頂戴しながら検討したいと思います。なかなか私どもも実務はやってないという中で、なかなか気づかない部分がたくさんあるところです。是非このような、これからどうなるのかという点も意見いただきたいと思います。

（委員）

●いろんな市町村の担当と話をする機会がありますが、本当に、このままで大丈夫なのか、次の地域福祉計画がつくれるのかと思う部分もあるので、しっかりと大阪府が、この仕組みをつくるということよりも、制度を本当に浸透させて、必要とされているたくさんの市民、住民に届くような仕組みにするために、ちょっと汗をかかないといけないと思うところはありますのでよろしくお願いします。

●あと、教えてもらいたいのが、法人後見を始めて、受任調整を市の方で実施していくことになりますか。その社会福祉法人を選ぶ際に、例えば、社会福祉法人でもいろいろな経営体制で、高齢者の施設を開設しているところや、障がい者施設を開設しているところがあります。

●この仕組みに参加されるところは何でもこいと、全部受けてくるというイメージになるのか、特に得意分野などがあると思いますが、そのあたりのところも、当社会福祉法人は市域の中をやれるけど外は嫌ですとか、こういう人なら受任できるけれど、ここは無理です。みたいなことは、何らか市町村の方に情報としていただけるのか、データベースみたいなものを作られるのか、そういったところを調整するときの我々が得られる情報とはどこで管理していただけるのかを、教えていただけたらと思います。

（事務局）

●ご指摘の点について、参考資料１―2が社会福祉法人からのバンク登録申請書になります。こちらを基に、登録一覧を整えていきたいと考えており、この申請書の内容につきまして、全てデータベースにしたものを市町村に提供させていただきます。

●社会福祉法人からは、参考資料様式1号を提出していただきます。基本的には、社会福祉法人の所在地、専門職の方の情報、そして活動の地域であり、ここにはまだ設けられていませんが、社会福祉法人の活動が可能な件数などを、データでお渡しできるかと思います。

●それと提出申請書の添付資料といたしまして、社会福祉法人から直近の指導監査結果の情報を頂戴することを想定しております。そのあたりについて特に指摘があったかどうかということも含めて情報が提供できる形を想定しています。一定の法人の活動の詳細については、送ることが限られますので、そのあたり市町村の方が、社会福祉法人との接点が多いかと思います。そこは、市町村の方で継ぎ足していただいて、データベースをさらに充実していただければと思っています。

（委員）

●市町村との関係について、少し考えていましたが、１０ページのところで、フォローアップの実施機関として市町村が想定されていることからしても、この法人後見のスキームには市町村の参画が不可欠ですが、この法人後見のスキームは、市民後見に参画している市町村のモチベーションを維持する、それから、市民後見に取組む市町村を増やす方向で働いていくスキームにしないといけないと思います。

●また、他方で、せっかく意欲ある社会福祉法人には、手を挙げたらやっていただけるようにすることも大事だと思うので、一つの方法として、この法人後見のスキームで法人に後見人として活動してもらう場合、被後見人等が居住する市町村が市民後見のスキームに参画していることを条件にしてはどうかと。そういう方法も一つご検討いただいてはどうかと思いました。

（事務局）

●総合的に見て、当然、法人後見以外にも、利用促進においては、必要な人に必要な支援ということですので、そこは、また整理して考えていただきたいと思います。

（委員）

●１点、資料10ページの実施機関のところです。ちょうど、当市においては、この4月から中核機関について、3士会の方、それから、家庭裁判所、大阪府、大阪府社会福祉協議会、皆様が協力的に参加いただいて、ワーキングチームを設置したり、連絡会議を図ったり、それから個別相談会を実施したり。まさしく、皆様の協力により、少しずつですが動いている状況でございます。

●そして、市内で共通する権利擁護支援のためのアセスメントシートを作ろうじゃないか、または、日常生活自立支援事業から成年後見への制度移行のモニタリングチェックシートを作っていこうとか、また、市長申立から市民後見人の繋ぎのルールを作っていこうかと、検討しているところです。

●その中で、次年度の中核機関の本格的運営に向けて、委員構成の検討や、高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）や障害関係の支援相談センターなどと、中核機関との役割分担や協働の在り方など、市と一緒に考えていくところですが、この新しい社会福祉法人による法人後見を合わせて考えなければならないと思います。

（事務局）

●その他に、何かございませんでしょうか。

（委員）

●6ページの全体スキームのイメージが、理解ができていないようで、例えば、受任相当案件について、具体的な案件について、いろいろ書かれていますが、こういった案件についての情報というのは、それぞれの市町村社会福祉協議会やその組織から出てくる情報と思います。そういう情報があって法人後見にするか、市民後見人を優先して検討を進めると書かれていますけれど、それは各市町村でどう判断したかと、そういう情報が大阪府の方に入ってくるということでしょうか。

●その情報が、どういう形で法人後見に繋がっていくのか、結局、大阪府が旗振りをして、実際に市町村が動けないということになってしまわないかと思いました。

●また、市町村っていうのは、いろんなレベルがあるということですので、このスキームで各市町村が実施して、動けるところが本当はごくわずかしかないということであれば、この法人後見のスキームは、動いていけるのかということが解らないことと。

●法人後見のメリットっていうのは委員が、チームでできるということを言っておられて、それで、専門職が1名以上なのは、それで法人後見のメリットが生かされているのかどうか、市民後見と同じではないかと、研修については、市民後見人と比べたら項目数が雲泥の差です。腑に落ちない状況です。

（事務局）

●まず一点目、市町村の方で担えるかについては、市町村の方で、まず相談を受付け、本人親族が申立てできるのであれば、申立の支援については実施いただく、それについての一定の判断であって、なおかつ社会福祉法人で受任できる案件かどうかは、判断についても市町村の方で担っていただくということを、想定しております。

●市町村によって、できるかどうかというところはあると思いますので、その辺りついては、大阪府において、申立研修等も実際にやっているところですし、そういったところで、フォローしていければと思います。

●あと、2点目の法人後見は、チームで動くという点です。専門職員の配置が1名以上としていますが、社会福祉法人には、できる限り複数人配置と考えております。そこは、これから、社会福祉法人に対する依頼の中で複数名の配置をお願いして行きたいと考えています。

●カリキュラムの内容については、少ない項目でまとめさせていただいております。そこは、社会福祉法人の特性やこれまでの福祉関係に携わっている経験などから、そういった関連制度につきましては、省略させていただいております。これは、先ほどから、各委員からご指摘がありました通り、選択性にさせていただくということも含めて今後、検討させていただきたいと考えております。

（委員）

●追加ですけれど、東京の世田谷区とかは、市民後見人がついた場合に、社会福祉協議会が監督人に就くシステムで進められていることも聞きますが、法人後見について、例えば大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会が監督人に就くという、そういったことは考えていないのでしょうか。

（事務局）

●今のところ、そこは想定しておりません。ただ、全国のいろんな事例で、いいところがあって、こちらでも、取り入れられるところがあれば、検討材料にしたいと思います。

●社会福祉協議会の方にも、ご都合とか体制といったこともあるので、可能であるならば、そういったこともしっかりと考えていこうと思います。

（委員）

●皆様が発言されたので、質問等はございませんが、ただ法人後見はニーズがすごくあるので、地域に根ざした社会福祉法人が後見人に選任されるっていうことはいいことだと思います。

●ただ、私も、市と中核機関との関わりのイメージが分かりにくくて、この状態で行うと、バラバラになるのではないかと、すごく懸念しております。

●やはり、市民後見人の養成に参加されている市町村限定とは、言い方がおかしいですけれども、市民後見人をまず増やすことが必要ではないかなと、それからの社会福祉法人による法人後見の参加というのが、自然な流れではないかと、市町村や中核機関との関わりもすごくイメージつきやすいと思います。

（事務局）

●検討させていただきます。

（オブザーバー）

●いろいろご意見聞かせていただき、整理することもあるかと思いました。福祉の現場でいきますと施設は、やはり人員不足といいますか、人員確保の課題が今大きい中で、チーム制というのは、とても大事なポイントになってくるというのと、フローのところで、大阪府の仕組みは、検討されるとしても、緩やかなところでは、今私どもの大阪幸せネットワークの中で、研修であるとか繋がり作りの場は一定あるので、そういったところの活用というのも、今後数が増えてくれば考えられるかなというところを思ったところです。

（事務局）

●他にございますか。

（委員）

●細かいところで、確認です。8ページのところの受任調整事案について、保佐と補助の事案も対応ということに対して、カリキュラムとの関係は、今回ところは、後見類型だと思うので、また後日出てくるという認識でよろしかったでしょうか。

●あと、資料の（１）の表の①資産状況の具体的な要件で、報酬について、後見事務費がご本人の資産から支弁できる場合は、社会福祉法人の事案でも、報酬請求が可能と考えていいのか。細かいところですが、その辺の線引きの考え方と、最後に一点、同ページ、下段の（２）の表の①活動内容の頻度と②活動範囲について、仮に、近隣の市町村まで範囲を、広げるとした場合、その訪問には、社会福祉法人に負担がかかるのではないかということが、懸念されます。

●その辺で月1回以上にされたということと、活動範囲みたいなこともそれに連動されていると考えた時に、今までの市民後見人の場合は、各市町村、原則市町村の単位で見るという認識でしたので、そうでないということであれば、具体的な関連性を、整理していただきたいと思いました。

（事務局）

●保佐・補助のカリキュラムの方は、別途お示しいたします。

●後見事務費につきましては、請求しないということでいます。

●それから最後の活動範囲ですが、市をまたがって活動していただくことを、前提にするのであれば、どこまで活動してもらえるか、通常の活動範囲を申請してもらうことは必要だと思います。あと、どの程度の負担には耐えられるかの検証はいるのかなと思います。

●ただ訪問は、月1回は、身上保護として必要ではないかとの考えもありますので、そこは考えていただきたいと思います。

（委員）

●八尾市の成年後見制度利用促進の会議に出席したときに、市社会福祉協議会、市、市の中では地域福祉課がメインで、高齢福祉、障がい福祉と生活保護の担当が参加されて、このネットワークはすごくいいと感じたところです。次に、この研究会が開催される際には、府の法人指導課などからも参加をいただけたら、全体として、より一層盛り上がるのではないかと思うので、ご検討いただけたらなと思います。

（事務局）

●社会福祉法人の監査を行うところでよろしいか。検討させていただきます。

　本日は、当方だけでは気づかない点についてご指摘いただき大変ありがたいと思います。

　これで、終わらせていただきます。

以上